

## 公益財団法人長崎県国際交流協会通訳・翻訳ボランティア募集要項

当協会では、次の内容で通訳・翻訳ボランティアを募集しています。

### 1 通訳・翻訳ボランティア登録制度の趣旨

長崎県国際交流協会は、国際交流を推進するに当たり、県民の協力を得て外国人との相互理解や友好親善を図ることを目的に、語学ボランティアとして積極的に国際交流活動に参加を希望する県民を対象に、「通訳・翻訳ボランティア登録制度」を設置する。

### 2 通訳・翻訳ボランティアの活動の種類

- (1)ガイド 外国人の希望に応じて、長崎県内の観光案内等を行う。
- (2)通 訳 協会が主催・共催・後援する行事及び協会が紹介する機関・団体等の活動における通訳を行う。
- (3)翻 訳 協会及び協会が紹介する機関・団体等の依頼による翻訳を行う。

### 3 登録者の条件

- (1)通訳・翻訳ボランティア登録制度の趣旨を理解し、熱意があること。
- (2)ボランティア活動に支障をきたさない一定の語学力(目安として、英語は英検2級程度以上の語学力)を有すること。  
ただし、「1(1)ガイド」については、観光場所についての知識を有し、それを説明できる英語力を有すること。
- (3)長崎県内に在住し、満18才以上(高校生を除く)であること。(ただし、ウクライナ避難民支援については、この限りではない。)
- (4)長崎県内に2年以上居住していること(居住予定も含む)。(ただし、ウクライナ避難民支援については、この限りではない。)

### 4 報酬等

原則として無報酬。ただし、待ち合わせ場所から解散場所までの活動に係る交通費及び必要な経費(入館料など)は依頼者が負担する。

### 5 ボランティア活動保険

- (1)通訳ボランティア活動については、当協会がボランティア活動保険に加入する。
- (2)保険の適用を申請する場合は、以下の2つの書類を当協会に提出すること。  
ただし、活動外のことについては、申請することはできない。
  - ①依頼者からの証明書(依頼者の署名入り)
  - ②病院の領収書

### 6 活動の依頼等

当協会が依頼を受け、該当登録者に依頼内容を通知する。登録者は、依頼者と双方の合意の上、活動を行うこと。

### 7 活動報告(ガイドの場合のみ)

活動終了後、1週間以内に「通訳ボランティア活動報告書」を協会に提出すること。

### 8 登録更新

当協会の案内により、更新手続きを行うこと。なお、ウクライナ避難民支援については、日本国が、ロシアのウクライナ侵攻により避難民となったウクライナ人の受入支援を実施する期間を上限として行う。

問合せ先 (公財)長崎県国際交流協会  
〒850-0862 長崎市出島町2番 11 号  
TEL 095-823-3931 FAX 095-822-1551 Eメール [nia@nia.or.jp](mailto:nia@nia.or.jp)